

平成３０年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会
財務会計規程の運用方針について

(支払)

第１９条 出納員が行う支払は、原則として精算払とする。

２ 出納員が支払う場合は、原則として相手方から領収書を受け取らなければならない。ただし、第１９条第４項の規定に基づき口座振替を行った場合は、当該口座振替を行ったことを証する書類をもって相手方からの領収書に代えることができる。

なお、領収書等は証拠書類として、支出命令書（第７号様式）又は支出負担行為整理兼支出命令書（第８号様式）に編てつしなければならない。

３ 立替払を行った局員等は、業務終了後速やかに、その支払を証明するに足る書類を添えて、支払額を事務局長に請求しなければならない。

４ 支払方法は、原則として指定金融機関からの口座振替により支払うものとする。ただし、事務局長が必要と認めた場合は、現金により支払うことができる。

５ 出納員は、支払をした場合は、支出予算整理簿（第２号様式）を整理するものとする。

第１９条関係

(支払における立替払について)

第１９条第３項に規定されている立替払とは、緊急又は予期しない経費が必要となり、その経費を局員等が一時的に支払ったときに、後日、当人に弁償するものをいう。

立替払を行う場合、局員等は事務局長に承諾（口頭可）を受けておく必要がある。

局員等とは、事務局員及び平成３０年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が大会開催準備にかかる物品製作や広報活動等を依頼した県立学校職員及び私立高等学校職員を指す。

立替払は１件につき１０，０００円以内の消耗品費に限るものとする。

立替払を行い、支払額を事務局長に請求する場合は、あらかじめ所属長（学校長）の承諾を得たうえで、立替払請求書（様式一）（第１９条関係）に支払先から徴収した領収書（内訳がわかるものに限る。領収書が発行されない場合はレシートでも可）、領収書及びレシートが発行されない場合は支払証明書（様式二）（第１９条関係）を添付し、請求することとする。

第20条 契約の締結

本会の業務に係る契約に関しては、三重県の例による。ただし、これによりがたいときは、事務局長が別に定める。

第20条関係

（入札・見積合わせの方法及びその業者選定）

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、三重県が施行している「三重県電子調達システム」を利用することが出来ず、さらに、それに代わるシステムを独自に有していない。

そこで、三重県が規定する「三重県少額物品・役務等調達基準」を準用し、常時選定事業者名簿（ローテーション表）を作成のうえ、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に掲げる金額を超えないとき、次に掲げる条件により、事業者を2者以上選定し、見積合わせを実施することができる。ただし、予定価格5万円未満のものについては、事務の軽減及び事業者の負担の軽減を図るため、1者選定で行うものとする。

ア 常時調達を行う物件等で予定価格50万円以下のものについては、常時選定事業者名簿（ローテーション表）の登録事業者。

イ 常時調達を行う物件で予定価格50万円以上のもの及び常時調達を行わない物件等については、三重県が施行している「三重県電子調達システム」により、同種・同程度の案件において、過去2年の間に入札実績が有る者もしくは、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会又は平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会において、入札実績が有る者。

ウ 前各号により事業者を選定できない場合、三重県物件等電子調達システム利用登録者、共通債権者（物件契約）登録している者から選定するものとする。

また、常時選定事業者名簿（ローテーション表）により事業者を選定する場合、選定回数が均等になるよう選定し、その選定結果についてはローテーション表に記録する。

なお、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に掲げる金額を超えるときは、一般競争入札を行うこととし、その案件をホームページに掲載し、公開することにより、公告することとする。

（検査の依頼について）

実行委員会が、大会開催準備にかかる物品製作や広報活動等に必要となる物品の購入にあたり、納品先を県内の県立学校又は私立高等学校とした契約において、実行委員会事務

局長は、当該契約の履行にかかる検査を納品先学校長に依頼することができる。

その場合、あらかじめ納品先学校長の承諾を得たうえで、様式三（第20条関係）により依頼するものとし、物品出納後はすみやかに様式四（第20条関係）を納品先学校長にあて通知することとする。

この運用方針は、平成28年6月1日から施行する。

この運用方針は、平成28年10月31日から施行する。

この運用方針は、平成29年2月28日から施行する。

この運用方針は、平成29年4月1日から施行する。

この運用方針は、平成29年11月22日から施行する。